

上川の里運営調整会設置運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「上川の里特別緑地保全地区」(以下「上川の里」という。)を、市が別に定める方針に従い、八王子市と個人、非営利団体、企業等(以下「団体等」という。)との協働により整備し、里山として農地の復元や森林の再生等の活動(以下「活動」という)を通じて、地域の活性化と自然環境の保全、里山に関する知識の普及と市民が自然に親しむ機会を充実するために設置する、上川の里運営調整会(以下「調整会」という。)の設置及び運営に必要な事項を定めるものとする。

(掌握事務)

第2条 調整会は、次に掲げる事項を掌握する。

- (1) 上川の里を活用するための事業の計画に関すること。
- (2) 上川の里を活用するための管理運営および普及啓発に関すること。
- (3) 上川の里を活用するための組織体制およびルール等に関すること。
- (4) 上川の里における活動に関すること。
- (5) その他上川の里の保全、活用等について必要なこと。

(組織)

第3条 調整会は、次に掲げるものによって組織する。

- (1) 環境部環境保全課長
 - (2) 上川の里を活用しようとする団体等の代表者
- 2 前項のもののうち、次に定めるものは除く。
- (1) 八王子市暴力団排除条例第2条に規定するもの
 - (2) 上川の里で営利を目的とした活動をする団体

(会長)

第4条 調整会には、会長を置き、環境部環境保全課長をもって充てる。

2 会長は、調整会を代表し、会務を総理する。

(会議)

第5条 会議は、会長が招集し、議事を進行する。

2 会長が不在の場合は、会長が指名したものが議事を進行する。

3 会長は、第3条に定められるもののほか、上川の里の保全、活用等に必要だと認められるものを会議に出席させることができる。

(事務局)

第6条 調整会の事務を処理するため、環境保全課に事務局を置く。

附則

この要綱は、平成30年 6月 1日から実施する。

附則

この要綱は、令和4年 4月 1日から実施する。